

【資料第 2-3 号】

国の基本指針における成果目標に係る目標値の設定について

成果目標に係る事項	達成目標について	目標値の設定
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、GH、一般住宅等に移行する者の数を見込む。その上で、令和5年度末における地域生活に移行者の目標値を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上 が地域生活へ移行することとする 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上 削減すること
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、 精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数⇒316日以上 令和5年度の入院後一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 令和5年度の精神病床における早期退院率 <ul style="list-style-type: none"> 入院後3か月時点⇒69%以上 入院後6か月時点⇒86%以上 入院後1年時点⇒92%以上
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制作り等）の集約等を行う拠点等を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<p>福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。</p>	<p>・ <u>目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上。</u> 【サービス別】 <u>就労移行支援事業 1.30倍以上</u> <u>就労継続支援A型 1.26倍以上</u> <u>就労継続支援B型 1.23倍以上</u> ・ <u>就労定着支援事業利用者数</u> ⇒ <u>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。</u> ・ <u>就労定着率（就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</u></p>
<p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すために児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実。 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。 ・ 医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置。</p>	<p>・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置。 ・ 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。 ・ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・ <u>令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</u></p>
<p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等 【新たな項目】</p>	<p><u>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。</u></p>	<p>・ <u>総合的・専門的な相談支援の実施の見込。</u> ・ <u>地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込。</u> ・ <u>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込。</u></p>
<p>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上 【新たな項目】</p>	<p>・ <u>障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとするサービス提供ができてきているかの検証。</u> ・ <u>適正な運営を行っている事業所の確保。</u></p>	<p>・ <u>障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数の見込。</u> ・ <u>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無及び実施回数を見込。</u> ・ <u>指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及び共有回数を見込。</u></p>

